

新潟市事業用建築物における事業系一般廃棄物及び再利用対象物の保管場所設置要領

(目 的)

第1条 この要領は、新潟市事業用建築物における廃棄物の減量及び適正処理に関する要綱に基づき、事業用建築物における事業系一般廃棄物及び再利用対象物の保管場所の設置に関し、必要な事項を定め、以って、事業用建築物における事業系一般廃棄物の減量及び適正処理の推進を図ることを目的とする。

(廃棄物の保管方法)

第2条 事業系一般廃棄物の保管方法は、原則として袋又は容器を使用することとし、これ以外のものを使用する場合は、別途市長と協議すること。

(保管場所の設置)

第3条 事業系一般廃棄物及び再利用対象物の保管場所の位置、規模、構造、維持管理等については、次の各号に定める基準に従い設置するものとする。

(1) 保管場所の位置

ア 建築物又はその敷地内に設置すること。

イ 収集車両の車両規格を考慮し、車両の横付けを可能とするとともに、その場で事業系一般廃棄物及び再利用対象物の積み込みができること。

ウ 収集作業が安全に行える場所であること。

エ 収集作業の妨げとなるものを、近隣に設置しないこと。

オ 収集車両が収集作業を行う場所は、駐車禁止等の措置を講ずること。

カ 近隣住民等の生活環境に及ぼす影響に十分配慮すること。

(2) 保管場所の規模

ア 建築物の特性に十分配慮した容積及び面積を確保すること。

イ 処理施設の休止日、収集間隔に配慮するとともに、粗大ごみを保管するスペースも十分に確保すること。

(3) 保管場所の構造

ア 事業系一般廃棄物

ねずみ、こん虫等の発生防止と汚水の地下浸透防止のため、必要に応じて床は防水加工とし、洗浄設備及び排水設備を設けること。

厨芥類が多量に生ずる場合は、必要に応じて換気設備又は冷蔵設備を設けること。

間仕切り、表示等により、燃えるごみと燃えないごみが明確に区分できるものとする。

イ 再利用対象物

間仕切り、表示等により、再利用対象物の種類が明確に区分できるものとする。

ウ 共通事項

事業系一般廃棄物及び再利用対象物の保管場所は，原則として併用しないこと。止むを得ず併用するときは，間仕切り等により，明確に区別できるように保管すること。

屋外に設置する場合は，屋根，囲い，扉等を設けることにより，風，雨，雪による事業系一般廃棄物及び再利用対象物の飛散，流出を防止すること。

耐久性のあるものとする。

多量に事業系一般廃棄物及び再利用対象物が生ずる場合は，圧縮，粉碎，脱水焼却等の中間処理施設を導入すること。

(4) 保管場所の維持管理

事業系一般廃棄物及び再利用対象物が周辺の生活環境を損なうことのないよう管理し，保管場所に破損が生じた場合は，速やかに復元すること。

(設置届の提出)

第4条 事業用大規模建築物の建設者(以下「建設者」という。)は，事業系一般廃棄物及び再利用対象物の保管場所設置届に，次の各号に掲げる関係書類を添付しなければならない。

(1) 事業系一般廃棄物及び再利用対象物の保管場所の位置図

(2) 事業系一般廃棄物及び再利用対象物の保管場所の設計図(平面図及び構造図)

(その他)

第5条 この基準による，保管場所の設置が困難な場合は，立入検査による確認のうえ市長が認める限りにおいて，事業系一般廃棄物及び再利用対象物の種類，量，収集回数及び収集方法等の運用により，排出場所をもって保管場所に代えることができる。

附 則

この要領は，平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要領は，平成17年4月1日から施行する。